（３）－９　戸地地区

①概要

戸地地区は、地区を貫流する戸地川の豊富な水量を利用し、1910 年代に増大しつつあった佐渡鉱山の電力需要を満たすために設置された発電の拠点である。

現在は、戸地川第一発電所の基礎遺構（未指定）、戸地川第二発電所建物及び建物内の発電設備が現存している。また、戸地川第二発電所の発電に関連する取水口、水路跡（一部未指定）、水槽、放水路、水圧管路などの遺構が遺存している。佐渡鉱山の急速な発展に伴って設置され、長期間にわたって電力供給を行った動力設備の様子を伝える貴重な建造物である。

戸地地区における発電所の建設工事は、明治 45 年(1912)3 月に自家用電気事業変更（戸地川水力発電所）の工事許可を得て、本格的な水力発電の工事が着工された。戸地地内（当時北海村）の戸地川は相川の町から北に約 9km 離れているが、鉱山近隣地帯は豊富な水量を得る河川が無かったため、建設地が遠距離になったとされる。佐渡鉱山が近代化を進める過程において、鉱山施設･設備を動かす動力は蒸気から電力へと変更され、施設･設備は次々と大量の電気を必要とするようになり、更なる増産体制の整備は必要な電力量の増加に拍車をかけたと考えられる。

建設工事は、まず水源地における水路の開削、鉄管の敷設、地土石の切取り、発電所及び社宅地形の埋立て、電柱の建立等が行われた。工事は厳冬積雪で 12 月中旬に中止されることがあったが、大正 2 年(1913)に変電所の上屋、社宅、坑夫長屋等の建造が終了し、水路、堰堤、架線、鉄管敷設地切取り等が進行した。

戸地川第一発電所は、大正 4 年(1915)に完成し、5 月には一部使用許可、9 月 2 日には全使用許可を得た。10 月 3 日には落成式が行われ、11 月 24 日に竣成した。発電所は、600kVA 発電機 2 台及び備品を備え、電柱 290 本を用いて、戸地から相川までの 2 里 33 町（約 9.15km）余りの距離を電線でつなぎ、送電を行った。

大正 6 年(1917)には、戸地川第一発電所の下流 25 町（2,727.3m）の海岸付近において、戸地川第二発電所の新築工事を開始した。戸地川第二発電所の工事経過については詳細な記録は残されていないが、大正 8 年(1919)に完工とされ、510kVA を出力したと伝えられる。

戸地地区の水力発電所は、その後、昭和 28 年(1953)に大間発電所や北沢火力発電所が閉鎖される中で、昭和 52 年(1977)に閉鎖されるまでの間、佐渡鉱山へ電力を供給した。

＜戸地川第一発電所＞

戸地川第一発電所の建物は戸地川左岸に石垣を積み上げた敷地に北面して建設された。敷地南側は山の斜面とし、以前はこの山頂から発電所に使用する水を供給する水圧管を設けていた。現在、第一発電所の建物は取り壊され、石垣積の敷地に鉄筋コンクリート製の基礎遺構を残すのみとなっている。また、水圧管（鉄管）は撤去され、鉄筋コンクリート製の基礎部のみ残す。

＜戸地川第二発電所＞

戸地川第二発電所は、戸地川河口付近の右岸に南面して立地する木造平屋建（地下一階）寄棟造平入桟瓦葺の建物で、内部にはタービン、発電機、発電用給・排水管などの発電施設が現存する（写真 2-35、2-36）。敷地裏の斜面には発電用の水を供給した水圧管（鉄管）が設置されていたが、現在では撤去されている。斜面上には、発電用の水を貯めた水槽や引水のための石積水路および余水路が現存する。また、戸地川の約 2ｋｍ上流には取水口が現存し、堰堤跡も残されている。

②史跡の現状

戸地地区は、相川市街地の北方約 9km に立地する。戸地川第一発電所は県道 45 号線から戸地川を遡った山中に位置し、戸地川第二発電所は戸地川河口付近に位置する。

指定地は 9 割以上が民有地であり、戸地川第二発電所は鉱業権者である株式会社ゴールデン佐渡が所有し、その他は個人所有の山林が大半を占めている。

現在は戸地川第二発電所建物及び建物内の発電設備、発電に関連する遺構が現存する。戸地川第一発電所に関連する遺構群は未指定である。

項　目		内　容
指定面積		4,795.790 ㎡
土地所有		公有地（県有地:62.28 ㎡、市有地:302.35 ㎡） 民有地（4,431.12 ㎡） ※地上権者（株式会社ゴールデン佐渡：水樋架設並びに基利用改修として）
土地利用		発電所建造物周辺の平坦地には、民家や耕作地がある。 戸地川沿いの水路・水圧管路・水槽等は山林に覆われている。
地目		畑・宅地・山林・水路敷・河川敷・道路敷・雑種地
遺構		戸地川第二発電所関連建造物、動産類（第二発電所機械類等）、敷地外周石積、発電所関連遺構（水路、取水口等）
遺構分布		・戸地川第二発電所建造物は戸地川河口付近の平坦地に立地する。 ・水路・水圧管路・水槽等の発電所関連遺構は戸地川沿いの山林内に分布する。
施設分布	史跡整備関連施設	特記なし
	その他	道路、農業用水路、河川施設
維持管理状況		・所有者（鉱業権者）により、第二発電所建造物周辺の定期的な草刈り等の維持管理が実施されている。 ・山林は個人所有地のため、基本的に所有者による樹林管理に委ねられている。 ・取水口は水害により一部が破損している。
公開活用状況		・戸地川第二発電所建造物は外観のみ自由に見学可能。 ・その他のエリアは現状はほとんど公開活用されていない。
法規制		景観法（佐渡金銀山特別区域）※平成 28 年 7 月設定予定 自然公園法（普通地域） 都市計画法（都市計画区域） 道路法（主要地方道） 河川法（二級河川（戸地川）） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域 白紙地域・農地） 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）
調査等の履歴		平成 15・18 年度　旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査（平成 20 年　報告書刊行） 平成 26 年度　　分布調査（平成 27 年　報告書刊行）
自然条件	地形	・指定地は、戸地川沿いに分布し、戸地川河口付近には、丘陵裾の平坦地に設置された戸地川第二発電所とその背後の急峻な斜面地に設置された放水路があり、戸地川中流部に取水口がある。また、取水口から発電所までの送水に使用された水路は斜面地を造成した平坦地を通る。

項　目		内　容
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると、戸地川第二発電所が立地する平坦地は水田雑草群落で、背後の斜面林は、落葉広葉樹二次林のエゾイタヤーケヤキ群集、イヌザクラーコナラ群集となっており、放水路の上部付近は竹林となっている。

戸地地区に遺存する歴史的建造物の詳細を以下の表 2-30 に示す。

表 2-30：戸地川第二発電所

名称		戸地川第二発電所
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　生産（動力）関連　/　明治末～大正初期の鉱山施設電気化の遺構の 1 つ。 昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山に動力を供給し、施設の稼働を支えた施設。
指定内容/指定年月日		国指定史跡内の建造物　/　平成 22 年 2 月 22 日、平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡　民有地
管理者		株式会社ゴールデン佐渡
構造形式/概略面積/設計 その他備考		地上階：木造　平屋建　寄棟造桟瓦葺　/　80 ㎡　梁間（南北）8.4m　桁行（東西）15.7m　棟高 8.2m　地上階木造トラス組　下屋あり（南北約 2m分は後の増築） 地階：石造（切石積）、鉄筋コンクリート造、自然石練石積　/　南北 12.0m　東西 5.5m　天井高 5.3m 水槽　地上階：木造平屋建寄棟造　地階：石造（自然石練石積）、レンガ造
部材		石、木、RC（コンクリート＋鉄）、レンガ
機能		戸地川第一発電所とともに、佐渡鉱山施設に動力を供給した発電施設
枢要な部分		昭和 52 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎、軸部、内外装、給排水経路遺構、送電設備）
その他の部分・要素		〔昭和 28 年以降の改変部〕西・北側増築部※西側下屋の南北面窓は当初材を転用の可能性あり〔機械類〕発電設備一式 〔設備・家具類〕照明設備、設備配線配管、家具、道具 その他　周辺植物　※山上～海岸など敷地外にも給排水経路の遺構あり
主な歴史	前史	明治 41 年　北沢地区に火力発電所建設 明治末～大正 4 年頃　佐渡鉱山施設の動力が蒸気から電力へと移行 大正 4 年　戸地川第一発電所完成、間ノ山地区上流側に中尾変電所完成
	建設～稼働時期	大正 8 年　戸地川第二発電所竣工 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 14 年　中尾変電所現位置に完成 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い、他の火力発電所が全て閉鎖 戸地川第二発電所下屋増築、北側通用口増築、北側接続棟増築 昭和 52 年　閉鎖 昭和 52 年以降　水圧管路撤去
	閉鎖後	平成 15 年　下見板補修
現況		内部にはタービンと発電機が現存する。配電盤・送電盤等の諸設備はコンクリート製の架台のみが現存する。
破損状況		目視による保存状態は良好
保存上の課題		・現状維持とする ・内部の機械類のメンテナンス ・建物周辺の雑草の除去
防災設備		防犯設備
公開状況		外観は見学可。内部は基本的に非公開。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-143：戸地川第二発電所遠景

写真 2-144：戸地川第二発電所建屋

写真 2-145：建屋周辺の石積

写真 2-146：戸地川第二発電所内部機械

写真 2-147：戸地川第二発電所水槽建屋

写真 2-148：戸地川第二発電所取水口
（コンクリートで閉塞）

写真 2-149：戸地川第二発電所取水口堰跡

写真 2-150：戸地川第二発電所取水口付近の
石張り導水路

写真 2-151：戸地川第二発電所取水口付近導水路水門跡

写真 2-152：戸地川第二発電所水路石積

写真 2-153：戸地川第二発電所水圧管基部

写真 2-154：戸地川第二発電所水圧管路基礎

写真 2-155：戸地川第二発電所放水路

写真 2-156：戸地川第二発電所放水路石積壁面

写真 2-157：戸地川第二発電所余水路

写真 2-158：戸地川第二発電所余水路排水口

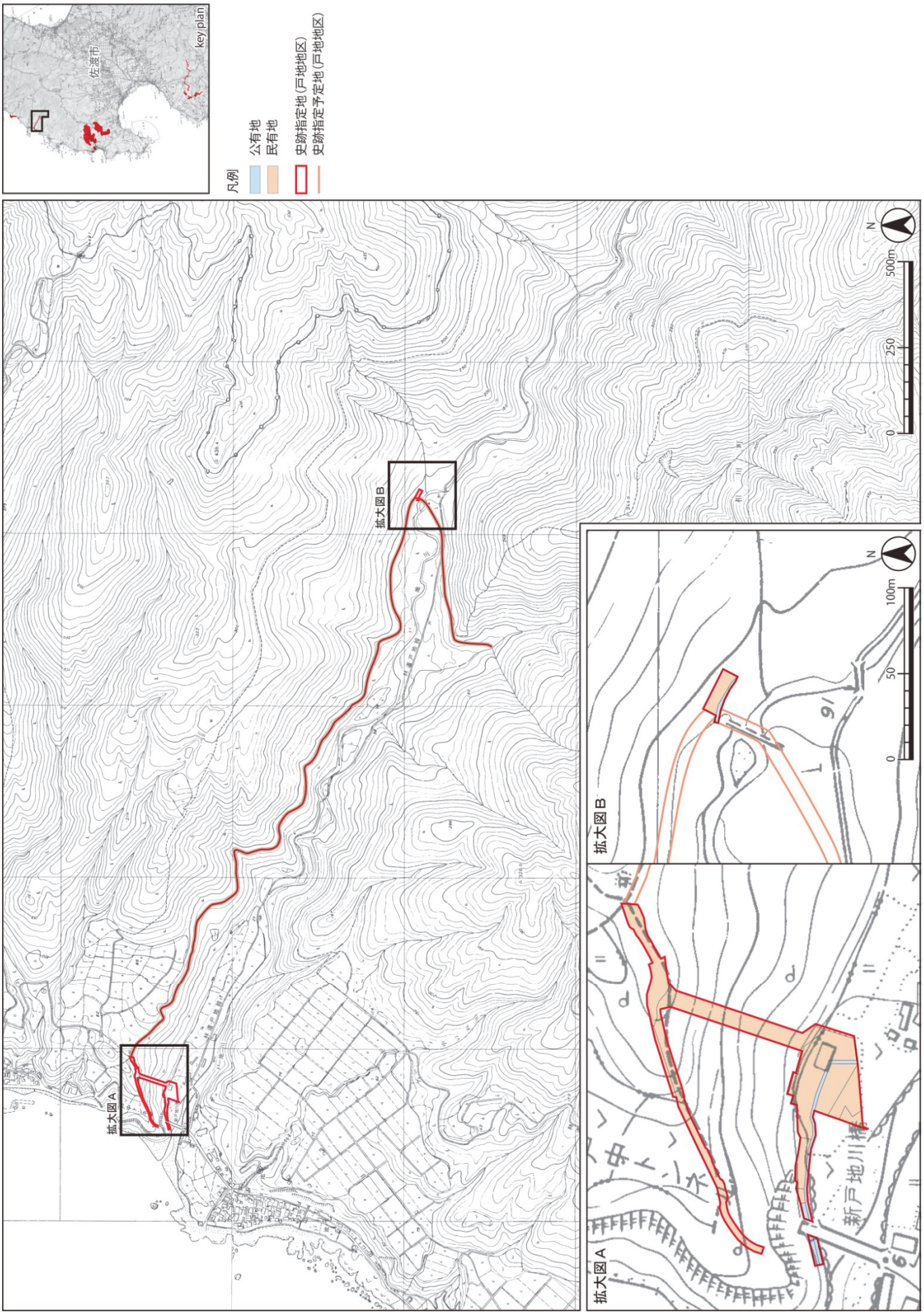

図 2-60：戸地地区土地所有図

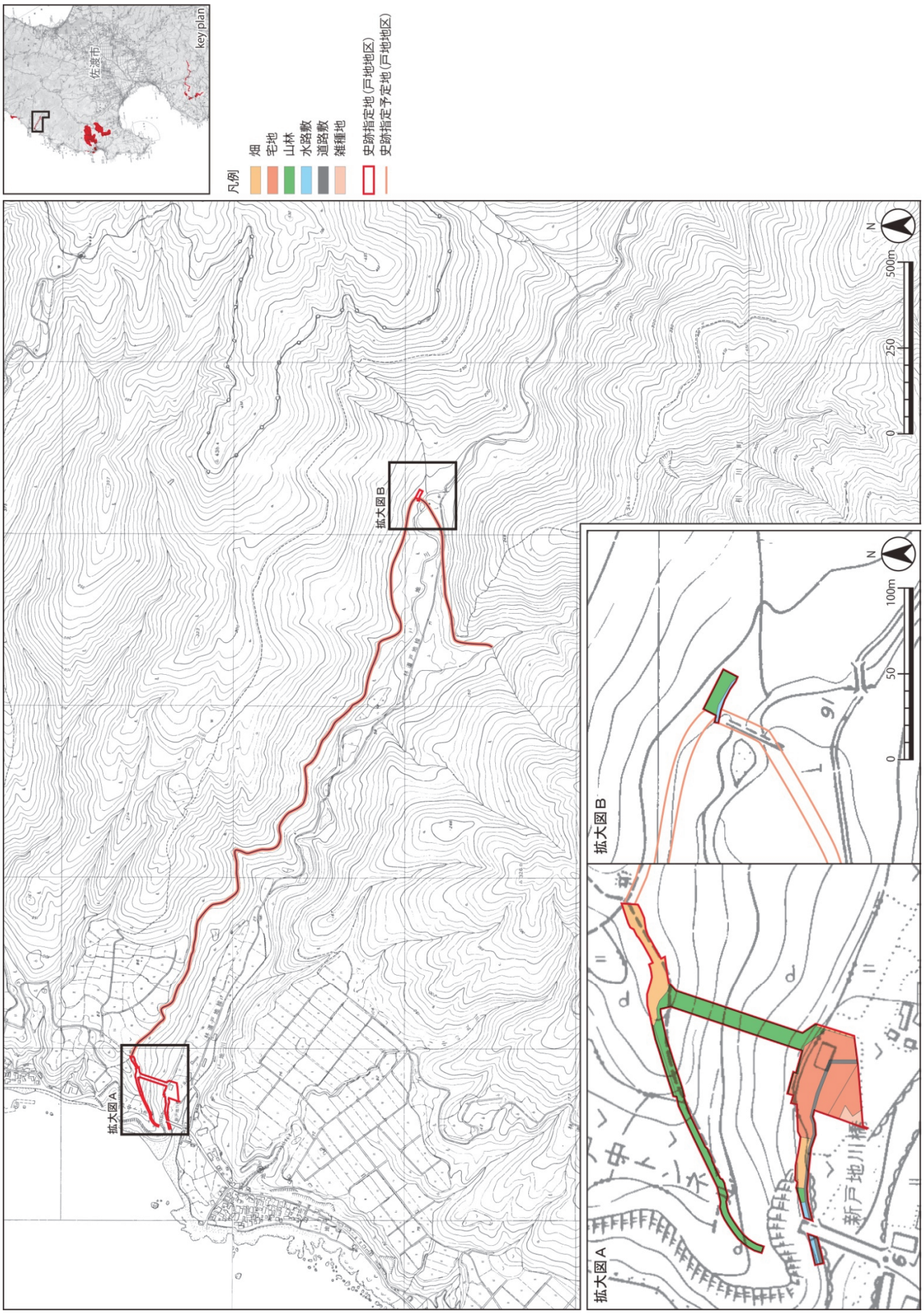

図 2-61：戸地地区土地利用図

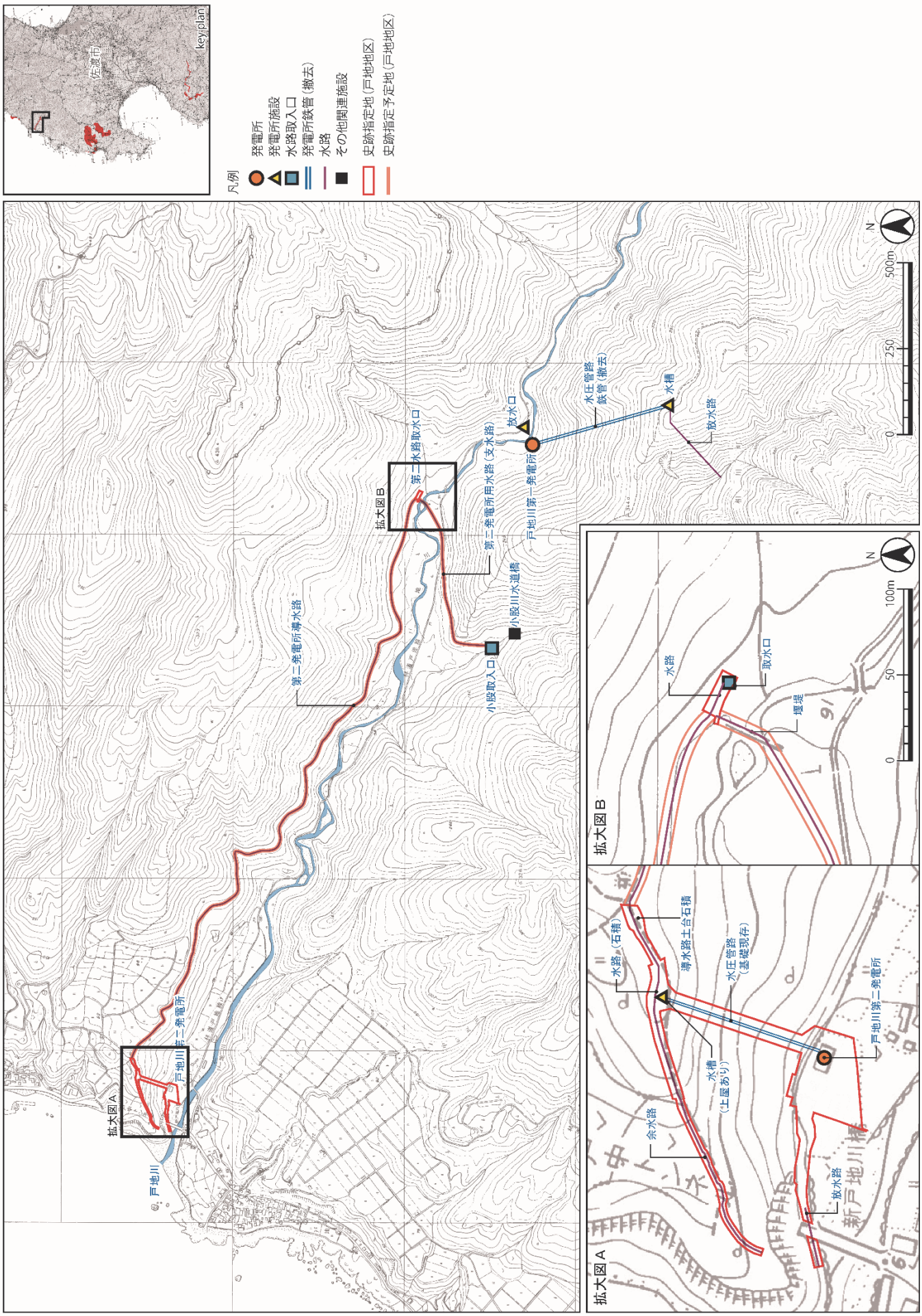

図 2-62：戸地地区遺構分布及び施設分布図

（３）-10　大間地区

①概要

大間地区は相川湾に面した地区で、佐渡鉱山の鉱石や資材の搬出入を目的に、明治時代に造られた人工の港である大間港と大間発電所が立地する。

大間港では、明治 25 年(1892)の築港以降、部分的な補修・改修や施設の増築が行われたが、基本形状は大きな改変を受けておらず、たたき工法による護岸をはじめ、築港当初の構造が良好に保たれている。また、昭和時代の大増産期に設置された 1.2t クレーン、ローダー橋等の遺構も現存しており、明治から昭和に至る佐渡鉱山の生産品・物資搬出入施設の変遷を示している。

大間港の築港には、北沢地区の新製錬所（北沢青化・浮選鉱所）敷地造成地の土砂を運搬し、埋立に用いられており、土砂の運搬は明治 20 年(1887)に架設された索道によって行われた。この索道は日本最初の蒸気動力によるブライヘルト複線式架空索道であったとされている。

大間港の築港は、波浪のため数回頓挫したとされるが、明治 23 年(1890)から翌 24 年(1891)にかけて人造石（たたき）工法の開発者である服部長七を招聘して護岸工事を進めた結果、明治 25 年(1892)に完成した。たたき工法とは、在来技術の 1 つである「たたき」を堤防や護岸などの土木工事に応用したもので、明治 10 年代に開発され、コンクリート工法が普及・定着する前の土木工法として明治 30 年代に全国で広く用いられた。

築港後、大正 3 年(1914)には荷揚げに用いる 1t 半起重機（クレーン）2 台が新設された。昭和 13 年(1938)の重要鉱物増産法に伴う金の増産体制時には、大間港でも施設の新設・更新が行われ、1.2t クレーン、鉄筋コンクリート造のローダー橋、重油タンク等が設置された。

また、昭和 15 年(1940)には鉱山に電力を供給するため、敷地内に鉄筋コンクリート造の火力発電所（大間発電所）が建設され、生産品や燃料となる石炭等の運搬のため、港一面に軌道が敷設された。

なお、大間港は平成 27 年に公益社団法人土木学会により土木遺産に認定されている。

＜護岸（人造石）＞

現状の護岸は築港当時の埋立範囲とほぼ整合しており、港湾の形状や船渠の基本形状等に大きな変更はない。たたき工法による護岸は港の西面、船渠内を中心に北面・南面に一部現存しているものの、崩落が見られ、平成 26 年度にひょうたん型の湾内奥の護岸では修復工事を行っている。

＜トラス橋＞

直下に停泊させた艀に鉱石を落下積載するための機能を有し、島内作業の最終工程を担った施設である。古写真によって木造の時期もあったことが分かるが、現在は鉄骨製の橋が残る。平成 21 年(2009)、落下防止のための仮設措置がとられた。

＜クレーン台座＞

鉄筋コンクリート造の台座が 3 基現存するが、1.2t クレーン本体は撤去されている。この施設は、昭和時代の大増産期に設置されたものである。

＜ローダー橋脚＞

1.2t クレーンと併せて使用された施設で、搬入・搬出される貨物を陸揚・船積・運搬するための橋（軌道）であり、鉄筋コンクリート造の橋脚のみが現存する。

＜煉瓦倉庫 1・2＞

2 棟が現存し、1 棟は煉瓦造 2 階建切妻造妻入桟瓦葺、1 棟は煉瓦造平屋建切妻造平入で屋根は残っていない。いずれも明治～大正時代に建設されたと推定される。完全な形を残す 1 棟は、現在も倉庫として使用されている。

＜捨鉱倉庫 1・2＞

2 棟が現存し、明治時代～大正時代に建設されたと推定される。1 棟は破損が著しく、躯体煉瓦と小屋組材の一部のみが残存している。完全な形を残す 1 棟は、現在も資材置き場として使用されている。

＜鉱石倉庫＞

捨鉱倉庫 2 に隣接する木造トラス組の倉庫で、現在も資材置き場として使用されている。

＜大間発電所＞

昭和時代の大増産期に建設された石炭による火力発電所。9,800kw を発電した。建造物上屋が現存せず、基礎部分のみが残っている。なお、同時期に敷設されたベルトコンベアヤードは撤去され、現存していない。

②史跡の現状

大間地区は、相川市街地を流れる濁川河口と水金川河口の中間付近に立地する。指定地の約 5 割を海域が占め、陸域のうち 9 割が民有地となっており、占有者が資材置き場として使用している。

現在では、当時の建物や設備の多くは撤去されているが、護岸、煉瓦倉庫、トラス橋、ローダー橋脚、クレーン台座、火力発電所基礎などが現存し、築港当時の大間港の姿を良好に残している。

項　目		内　容
指定面積		34,856.390 ㎡
土地所有		公有地（県有地：19,127.37 ㎡、市有地：786.46 ㎡） 民有地（14,933.16 ㎡）※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）、漁業権（佐渡漁業協同組合）、土地借地権（株式会社近藤組）
土地利用		占有者（民間企業）が資材置き場として使用している。
地目		宅地・雑種地・海面
遺構		港湾護岸（人造石）、運搬関連遺構（トラス橋、ローダー橋脚、クレーン台座、鉱車軌道）、鉱山管理関連建造物（煉瓦倉庫、捨鉱倉庫、鉱石倉庫等）、 建造物跡（大間発電所等）
遺構分布		護岸、トラス橋、ローダー橋脚、クレーン台座、煉瓦倉庫、火力発電所基礎等の運搬関連遺構及び発電所建造物が指定地全体に分布する。
施設分布	史跡整備関連施設	解説板、広場、休憩施設（ベンチ）
	その他	ボートハウス等建築物、電柱・電線類、消波ブロック等工作物、構造物、 その他物品の堆積等
維持管理状況		所有者及び占有者により維持管理が行われている。 2014～2017 年に佐渡市が一部護岸の修復工事を実施した。
公開活用状況		来訪者のための史跡解説板、ベンチ、柵等が統一されたデザインで整備されてい

項　目		内　容
		る。
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録地域） 都市計画法（都市計画区域） 騒音規制法（第 2 種・第 3 種区域） 振動規制法（第 1 種・第 2 種区域） 海岸法（海岸保全区域・一般公共海岸区域） 漁港漁場整備法（漁港区域） 漁業法 土砂災害警戒区域（地滑り警戒区域）
調査等の履歴		平成 15・18 年度　旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査（平成 20 年　報告書刊行） 平成 21 年度　落下防止のための仮設措置（トラス橋） 平成 26～27 年度　護岸修復工事
自然条件	地形	・北沢地区の敷地造成地の土砂を用いた埋立てによって建設された人工港であり、平坦な地形となっている。
	植生	・大間発電所跡地等の使用していない放棄地等に海浜植物等が繁茂している。 ・整備された広場にはシバが修景植栽されている。

大間地区に遺存する歴史的建造物・構造物の詳細を以下の表 2-31 から表 2-40 に示す。

表 2-31：護岸（人造石）

名称		護岸（人造石）
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山で広く人造石工法を用いた整備が行われた中の 1 つ。（服部長七によって施工されたタタキ工法の護岸。）明治期の佐渡鉱山近代化時代より鉱山内の交通の要所であった。港湾整備の追加や波浪災害による修復のため一部改変されているが、築港当初の骨格を良好に保っている。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		新潟県、民間企業
構造形式/概略規模その他備考		タタキ工法　天然石張り　一部切り石積み　/　東西 115m　南北 250m（埋立地） 防波堤、護岸　切り石積み（張り）　港内側野面石積み（張り）
部材		石、木、煉瓦
機能		佐渡鉱山の生産品の搬出、生活物資・燃料等の受入れを行った港湾施設
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（土木構造物の基礎遺構・外装部）
その他の部分・要素		平成元年以降の改変部、整備後広場、植物、堆積土砂、現管理者の資材
主な歴史	前史	慶長期　大久保長安の計画で奉行所が設置され、海岸沿いに町が形成される。 明治 20 年頃　北沢―大間間に架空索道を架設（北沢地区造成残土を大間港埋め立てに使うため）
	建設～稼働時期	明治 19 年　工事着手 明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる 。 大正 3 年　大間湾頭に、荷揚げに用いる 1t クレーン 2 台が設置される。 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行、ローダー橋建設、新倉庫、重油タンク、1.2t クレーンが設置される。（護岸改修） 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 昭和 33 年頃　露天鉱石置き場設置、鉱車軌道撤去、船渠北東部通路改変 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 3 年　台風により護岸の一部が破損、翌年コンクリート補修

		平成 20 年　大間港の広場整備
現況		大部分がコンクリートによって改修されている。北側は擁壁、南側は法面形状とするが、海岸側底部には石張りの一部、法面形状の上部には副堤の一部が遺存する。 防波堤の先端突出部分は平成 14 年にコンクリートで補修。また、港湾南側は昭和 51 年から消波ブロックによる海岸部の埋め立てが開始され、護岸の一部が埋立地に覆われている。船溜まり内部の護岸は全体が崩落している。
破損状況		石積み、石張り崩壊部あり。
保存上の課題		・部材（石）の劣化 ・石積み、タタキ石張り崩壊
防災設備		なし
公開状況		自由に見学可（広場周辺のみ破損等による危険部への立ち入り禁止措置あり）

表 2-32：トラス橋

名称		トラス橋
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬関連　　/　明治期からの交通の要所であり、休山まで島内作業の最終工程である搬出を支えた施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略規模その他備考		鉄骨造　/　高さ 10m　幅 3.5m　長さ 10m トラス部：キングポストトラス、下路式
素材		鉄
機能		昭和 20 年代より休山まで、搬出用鉱石を鉱車から艀に積載するためのホッパー施設を備える。
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部）
その他の部分・要素		基礎・軸部以外、補強部材
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。 大正～昭和初期　当トラス橋位置に木造橋梁が設置される。 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行。 昭和 15 年　大間発電所建設
	建設～稼働時期	～昭和 20 年代　当トラス橋建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備 平成 21 年　落下防止仮設工事
現況		構造物全体に錆が発生し劣化が目立つため、平成 21 年に落下防止の仮設構造物を設置している。
破損状況		塩害による劣化が著しく目立ち、崩壊の危険がある。
保存上の課題		・部材（鉄）の劣化・構造物の崩壊
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可（広場周辺のみ破損等による危険部への立ち入り禁止措置あり）

表 2-33：クレーン台座

名称	クレーン台座
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　運搬（港湾）関連　/　明治期の佐渡鉱山近代化時代より鉱石搬出、物資搬入を支えた交通の要所であった。
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	民間企業
構造形式/概略規模その他備考	北側 2 基：下部石積（タタキ工法の可能性あり）上部鉄筋コンクリート造　/　上部直径 4.2m　高さ 7.7m 南側 1 基：鉄筋コンクリート造　/　底部直径 5.5m　高さ 10.3m 往時は貨物昇降のための起重機が設置され、鉱車軌道用のローダー橋が接続されていたが現存しない

素材		石、RC（コンクリート＋鉄）
機能		貨物の昇降に用いたと考えられるクレーンの台座。
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分(鉄筋コンクリート、タタキ部)
その他の部分・要素		
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～稼働時期	大正 3 年　北側 2 基のクレーン台座が建設される。 昭和 10 年　南側 1 基のクレーンが建設される。 ～昭和 13 年　北側 2 基の上部に鉄筋コンクリート構造部が増設される。 昭和 13 年　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行、ローダー橋建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		船渠の北側に 2 基、防波堤の先端南西部に 1 基、計 3 基が現存する。 いずれも台座のみでクレーンは現存しない。
破損状況		塩害により鉄筋コンクリート部の劣化が著しい。
保存上の課題		・部材（鉄・コンクリート）の劣化
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 海中に建つため通常近づけない。

表 2-34：ローダー橋脚

名称		ローダー橋脚
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　昭和初期増産体制時代に燃料等物資の受入口となった鉱山内の交通の要所。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略規模その他備考		円錐台形橋脚 2 基：鉄筋コンクリート造　/　幅 5.6m　奥行き 3.4m　高さ 9.7m（柱脚 2 本を梁で繋ぐ） 矩形橋脚 1 基：鉄筋コンクリート造　/　幅 4.8m　奥行 1.7m　高さ 8.1m 南北に 2 本設けられたローダー橋のうち北側の橋脚部（南側は現存せず） 当初は荷揚げ用の機械や鉱車軌道が接続されていたが現存しない。
素材		RC（コンクリート＋鉄）
機能		石炭の荷揚（アンローダー）及び物資運搬用の鉱車軌道の橋脚 大間発電所に必要な石炭の受入れ口か
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（鉄筋コンクリート部）
その他の部分・要素		
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～稼働時期	昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行、ローダー橋建設 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		鉄筋コンクリート製の円錐台形橋脚 2 基、矩形橋脚 1 基が現存する。橋脚のコンクリート表面の剥離及び白華現象がみられる。また全体に鉄筋が露出している。
破損状況		塩害により鉄筋コンクリート部の劣化、及び剥き出しの鉄筋部の錆が著しい。
保存上の課題		・部材（鉄・コンクリート）の劣化
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 海中に建つため通常近づけない。

表 2-35：煉瓦倉庫 1

名称	煉瓦倉庫 1
構成要素の分類/種	建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山の交通の要所である大間港の補助施設。数少

別/備考		ない煉瓦造建造物として明治～大正の佐渡鉱山近代化の象徴の 1 つである。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略面積 その他備考		煉瓦造、2 階木軸　切妻造桟瓦葺　2 階建　/　110 ㎡　梁間 6.1m　桁行 9.7m　棟高 6.9 m 木造トラス組(キングポストトラス)　イギリス積（1 階約 1.5 枚積、2 階約 1 枚積）　開口部フラットアーチ
素材		木、煉瓦
機能		倉庫（鉱石、あるいは鉱山用の受入物資を納めたもの）
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部）
その他の部分・要素		屋根、床、植物、現管理者の保管物品
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～ 稼働時期	～大正時代　煉瓦倉庫 1、煉瓦倉庫 2、捨鉱倉庫 1 建設 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		内部の改造は著しいが外観は当初の形態が残る。 煉瓦の外壁の一部に白華現象がみられる。現在も倉庫として使用される。
破損状況		外部・構造体の劣化が顕著である。
保存上の課題		・部材（煉瓦）の劣化
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 内部は通常立ち入り禁止

表 2-36：煉瓦倉庫 2

名称		煉瓦倉庫 2
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山の交通の要所である大間港の補助施設。数少ない煉瓦造建造物として明治～大正の佐渡鉱山近代化の象徴の 1 つである。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略面積 その他備考		煉瓦造　平屋建　/　100 ㎡　梁間 5.8m　桁行き 11.4m　棟高 4.9m 木造トラス組(キングポストトラス)　イギリス積（約 1 枚積）　開口部フラットアーチ
素材		木、煉瓦
機能		倉庫（鉱石、あるいは鉱山用の受入物資を納めたもの）
枢要な部分		大正 15 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎遺構）
その他の部分・要素		植物、現管理者の保管物品
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～ 稼働時期	～大正時代　煉瓦倉庫 1、煉瓦倉庫 2、捨鉱倉庫 1 建設 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 内外壁面モルタル補修 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		煉瓦の壁面のみが残り屋根部分は崩落し現存しない。建物の外周部及び内部には植物が繁茂する。
破損状況		屋根の崩落、開口部等の欠失、植物の浸食による劣化が著しい。
保存上の課題		・部材（煉瓦）の劣化 ・植物による浸食
防災設備		なし

展示・公開状況	外観は自由に見学可（立ち入り禁止措置等なし）

表 2-37：捨鉱倉庫 1

名称		捨鉱倉庫 1
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山の交通の要所である大間港最終段階の補助施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略面積その他備考		木造　平屋建　切妻造桟瓦葺　/　未調査。規模形状より、～大正 3 年の古写真に移る木造桟瓦葺倉庫を改修した可能性あり。
素材		木、煉瓦
機能		倉庫（捨鉱、汰物等の保管。時代による変遷は不詳）
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部）
その他の部分・要素		内外装材、現管理者の保管物品
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～稼働時期	～大正時代　煉瓦倉庫 1、煉瓦倉庫 2、当捨鉱倉庫 1 建設 明治時代末期～大正 3 年頃　捨鉱倉庫 2 建設 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		建物の屋根は崩落し、壁面のみが残る。壁面には植物が繁殖し、壁は倒壊寸前の状態。
破損状況		煉瓦壁に亀裂が生じ、植物の浸食による劣化が著しい。
保存上の課題		・部材（煉瓦）の劣化
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 内部は現在の管理者が使用しているため原則見学不可

表 2-38：捨鉱倉庫 2

名称		捨鉱倉庫 2
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山の交通の要所である大間港最終段階の補助施設。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略面積その他備考		木造　平屋建　切妻造金属板葺き　/　未調査。基礎構造より、昭和 15 年以降の古写真に移る木造平屋建倉庫を改修または建て替えた可能性あり。
素材		木
機能		倉庫（鉱石の保管。時代による変遷は不詳）
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（煉瓦・木構造部）
その他の部分・要素		植物、堆積土砂、現管理者の保管物品
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。 ～大正時代　煉瓦倉庫 1、煉瓦倉庫 2、捨鉱倉庫 1 建設 明治時代末期～大正 3 年頃　捨鉱倉庫 2 建設 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～稼働時期	昭和 13 年～15 年　当鉱石倉庫位置建設 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 昭和 33 年頃　当鉱石倉庫改修または建て替え 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止

	建設～	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		現在は資材置き場として利用されている。屋内に鉱車軌道が残る。
破損状況		各所の経年劣化が進行している。
保存上の課題		・部材（木）の劣化 ・破損調査
防災設備		なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 内部は現在の管理者が使用しているため原則見学不可

表 2-39：鉱石倉庫

名称		鉱石倉庫
構成要素の分類/種別/備考		建造物　/　運搬（港湾）関連　/　佐渡鉱山の交通の要所である大間港の補助施設。数少ない煉瓦造建造物として明治～大正の佐渡鉱山近代化の象徴の 1 つである。
指定内容/指定年月日		重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者		株式会社ゴールデン佐渡
管理者		民間企業
構造形式/概略面積その他備考		煉瓦造　平屋建　/　20 ㎡　梁間 4.2m　桁行き 6.0m　棟高 3.5m 木造トラス組(キングポストトラス)　イギリス積(約 1 枚積)　開口部フラットアーチ　内部壁面モルタル仕上
素材		木
機能		倉庫（捨鉱）
枢要な部分		昭和 27 年以前に建造され、土地と一体になっている部分（煉瓦・木構造部）
その他の部分・要素		植物、堆積土砂、現管理者の保管物品
主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。
	建設～稼働時期	～大正時代　煉瓦倉庫 1、煉瓦倉庫 2、当捨鉱倉庫 1 建設 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行 昭和 15 年　大間発電所建設 昭和 28 年　鉱山大縮小 平成元年　佐渡鉱山休山に伴い稼働中止
	休山後	平成 20 年　大間港の広場整備
現況		現在は資材置き場として利用されている。
破損状況		入口部の扉の欠損が見られる。
保存上の課題		・部材（木）の劣化 ・破損調査
防災設備		（防火・防犯・耐震・耐風）なし
展示・公開状況		外観は自由に見学可 内部は現在の管理者が使用しているため原則見学不可

表 2-40：大間発電所

名称	大間発電所
構成要素の分類/種別/備考	建造物　/　生産（動力）関連　/　昭和初期増産体制時代の佐渡鉱山に動力を供給し、施設の稼働を支えた施設
指定内容/指定年月日	重要文化的景観　/　平成 27 年 10 月 7 日 国指定史跡内の建造物　/　平成 27 年 10 月 7 日
所有者	株式会社ゴールデン佐渡
管理者	民間企業
構造形式/概略面積その他備考	鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造？） ※未調査
素材	RC（コンクリート＋鉄）
機能	佐渡鉱山施設に動力を供給した火力発電施設
枢要な部分	昭和 15 年に建造され、土地と一体になっている部分（基礎・軸部）
その他の部分・要素	植物、堆積土砂

主な歴史	前史	明治 20～25 年　大間港埋立工事が行われる。 明治 23～25 年　人造石工法による大間港の護岸工事が行われる。 昭和 13 年頃　重要鉱物増産法施行に伴い大増産体制に移行
	建設～稼働時期	昭和 15 年　大間発電所完成、 昭和 28 年　鉱山大縮小に伴い閉鎖。
	休山後	昭和 28 年　大間発電所の設備がフィリピンのトレド銅山に輸出される。
現況		現在は建物の外壁の一部と基礎が現存するのみで建物としての形状は留めていない。また、周辺は植物が繁茂する。
破損状況		植物の浸食、塩害による劣化が著しい。
保存上の課題		・部材（鉄・コンクリート）の劣化 ・植物による浸食
防災設備		なし

〈指定地の現況写真〉

写真 2-159：護岸（人造石）

写真 2-160：崩落した護岸

写真 2-161：修復工事中の護岸

写真 2-162：トラス橋

写真 2-163：クレーン台座

写真 2-164：ローダー橋脚

写真 2-165：煉瓦倉庫 1

写真 2-166：煉瓦倉庫 2

写真 2-167：捨鉱倉庫 1

写真 2-168：捨鉱倉庫 2

写真 2-169：鉱石倉庫

写真 2-170：大間発電所跡

写真 2-171：広場

写真 2-172：ベンチ

写真 2-173：史跡案内板

写真 2-174：案内板

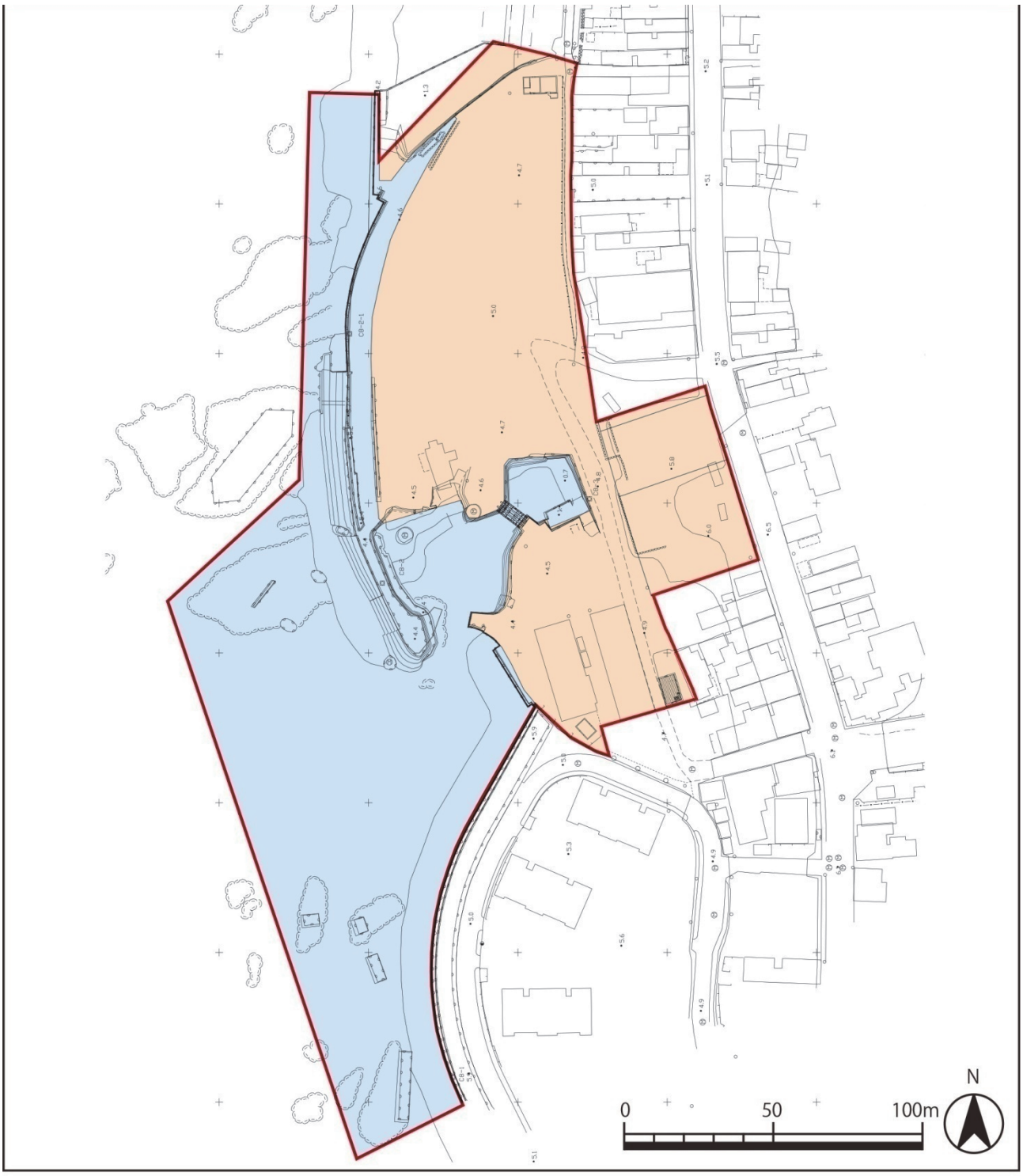

凡例

公有地

民有地

史跡指定地(大間地区)

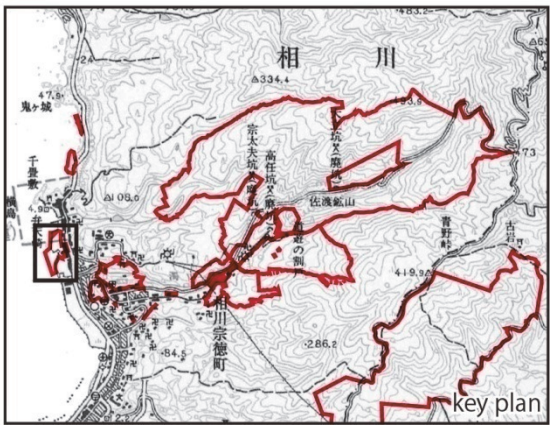

図 2-63：大間地区土地所有図

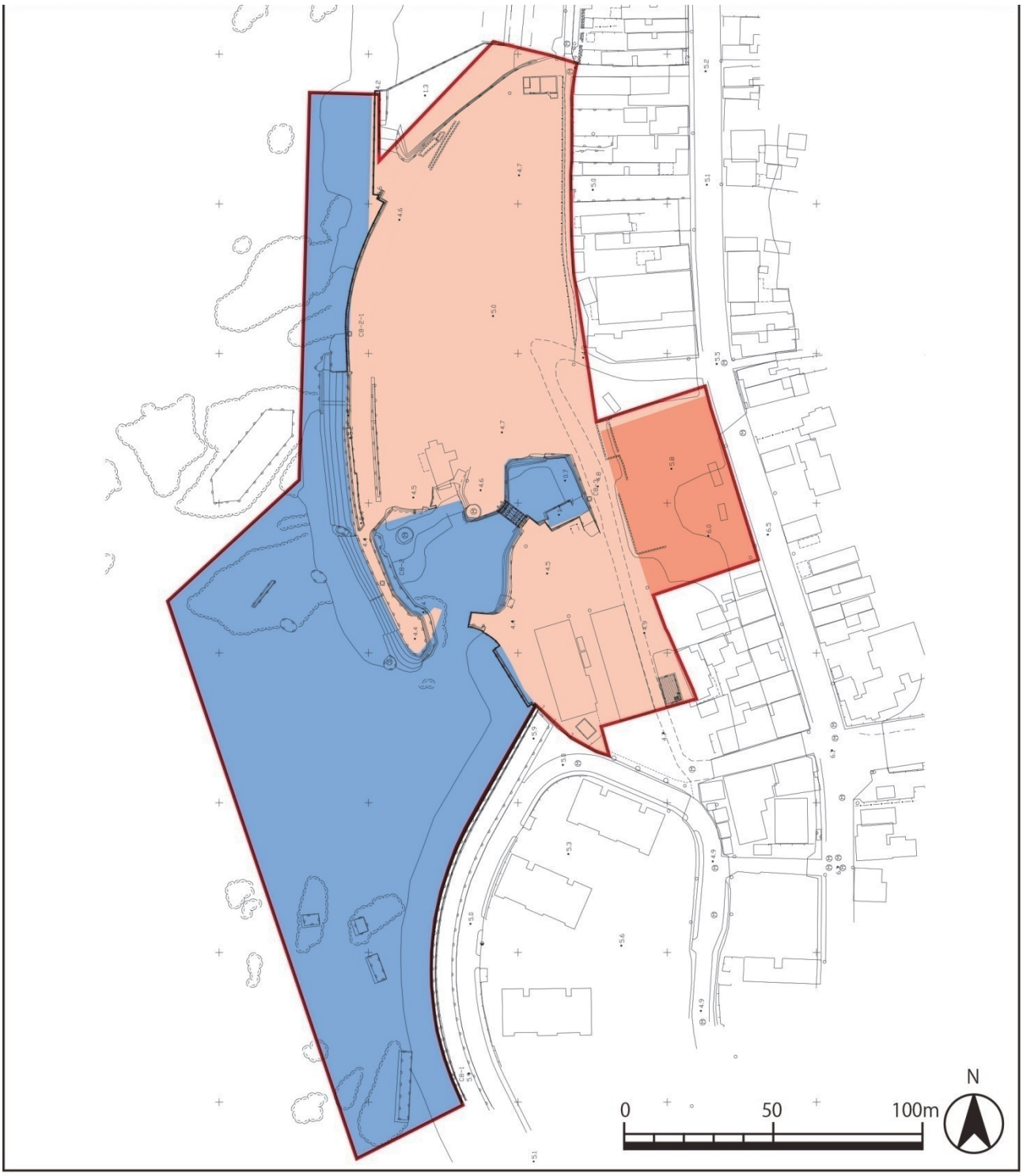

凡例

- 宅地
- 雑種地
- 海面
- 史跡指定地(大間地区)

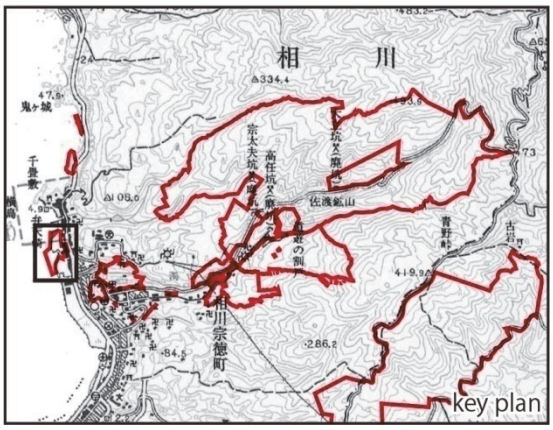

図 2-64：大間地区土地利用図

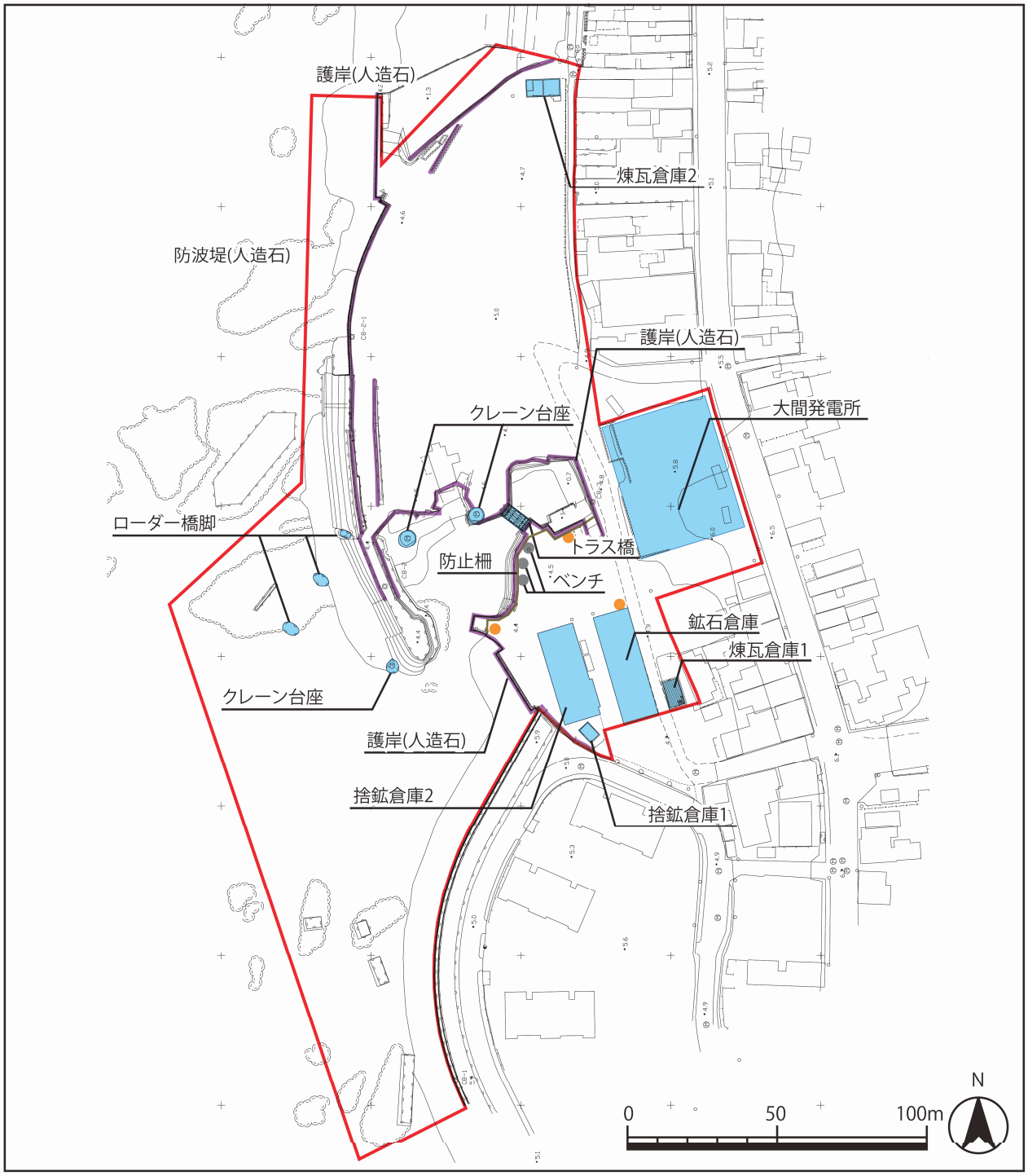

凡例

- 石垣・石積
- 近代化遺産施設
- 管理・便益施設等
- 説明板及び道標
- 柵
- 史跡指定地(大間地区)

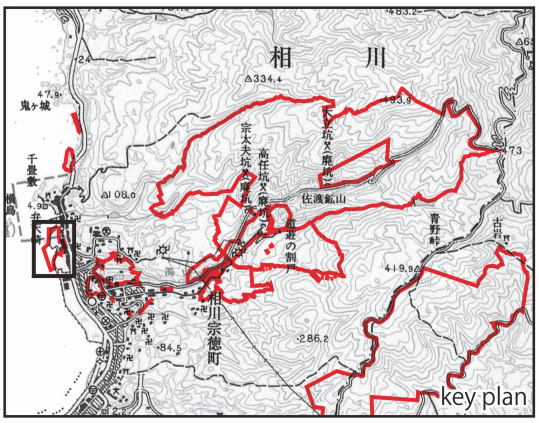

図 2-65：大間地区遺構分布及び施設配置図

（３）-11　上相川地区

①概要

上相川地区は、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて、金銀の採掘が始まる相川金銀山の成立に伴って形成された鉱山集落跡である。

指定地は現在、ほとんどが山林・荒蕪地となっており、集落形成時の景観は大幅に変貌しているが、現在もテラス状遺構や石垣等の遺構、石磨や扣石等の鉱山に関連する遺物が地表で採取でき、往時のまち並みをしのぶことができる。

上相川地区の成立時期は、年代を特定する史料がないため不明な点が多いが、相川金銀山の開発時期が密接に関わっており、慶長元年(1596)に相川で鉱脈が発見されたことが集落形成のきっかけになったと考えられる。『佐渡国略記』に、慶長 5 年(1600)に羽田村から「金山町」が「当起」（登記）されたとあるものが文献の初出である。

慶長 6 年(1601)、鶴子銀山の山師によって、金銀の富鉱帯が発見され、父の割戸、道遊の割戸、割間歩、六十枚間歩が開かれたことで、相川金銀山における本格的な採鉱が開始された。これに伴い日本各地から多くの人々が上相川地区や間ノ山地区に集まったことで、上相川地区の集落は最盛期を迎えたと考えられ、その賑わい振りは「上相川千軒」と呼ばれた。

集落形成期における初期の上相川地区及びその周辺部のまち並みにみられる住居は、居住地周辺の樹木を伐採し、その樹木を利用した掘立の「山小屋」と呼ばれたもので、採鉱地に近い場所に山小屋を建てて鉱山作業に従事し、鉱山が不況となると住居を撤去して次の場所へ移住するという居住形態がとられたようである。慶長 8 年(1603)、大久保長安によって鶴子銀山より陣屋（後の佐渡奉行所）が移転する頃、上町台地上に市街地が整備されると、「吉野造り」と呼ばれる 3 階建の住居が立ち並んだと言われている。初期の上相川地区には、町名の由来となった山師たちを始め、山師のもとで買石（製錬業者）や鉱山での選鉱作業に従事する人々、様々な商人、鍛冶職人、僧侶、山伏などが住んでいたと考えられる。

上相川地区の人口や集落規模をみると、上相川千軒と呼ばれた最盛期は不明なものの、慶長 6 年(1601)に大山祇神社が建立され、慶長～元和年間(1596～1624)にかけて多くの寺院が開基していることから、人口増加の一端をうかがうことができる。慶安 2 年(1649)の大水害で多くの被害があったものの、慶安 5 年(1652)では、町数 22 町、家数 513 軒を数え、山之神町・鍛冶沢（町）・鍛冶町・田町・弥左衛門町・九郎左衛門町・九郎左衛門後町・上床屋町・外記町・番屋町・本町・小右衛門町・相川町・柄杓町・茶屋町・奈良町・岩崎町・尾張町・七軒町・松入町・鍛冶町後町・田町後町といった町名が挙げられている。しかし、元禄 7 年(1694)には家数 355 軒となり、慶安年間より約 100 年の間に 6 つの町が消滅している。さらに文政 9 年(1826)には家数 40 軒となり、町域が急速に減少している。

明治 6 年(1873)、同地区の人口は上相川町 77 人、柄杓町 1 人、奈良町 11 人のみとなり、明治 21 年(1888)の「相川町字図」では、宅地 1 ヵ所・寺社 1 ヵ寺のみとなり、明治 33 年(1900)には、大山祇神社が上相川地区の無人化を理由に下山之神町の大山祇神社に合併していることから、明治時代末期までに集落が廃絶したと考えられる。

②史跡の現状

上相川地区は、現在の相川市街地から東方に入った標高 150～250mの高位段丘及びその斜面に位置する東西約 800m、南北約 300mの範囲で、総面積は約 27ha に及ぶ。周囲には右沢・丹波沢・桐の木沢などの沢が流れ、道遊の割戸をはじめとした鉱石採掘地及び相川金銀山跡、上寺町地区に隣接する。

指定地は民有地が 9 割以上を占めており、大部分が山林となっているが、大規模な開発行為がなかったことから、現在まで良好な保存状態が維持されている。

平成 15～18･27 年度にかけて佐渡市教育委員会(旧相川町教育委員会)による調査が実施され、江戸時代を中心とするテラスや道路跡、水路跡などの遺構や当時使用された石製品・土器陶磁器類が数多く残されていることが確認されている。

項　目		内　容
指定面積		272,903.360 ㎡
土地所有		公有地（市有地：81,175.95 ㎡） 民有地（163,211.00 ㎡）※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		指定地の大部分を山林が占め、一部に道路・浄水場関連施設・河川施設がある。 指定地内には水道管が埋設されている。
地目		田・畑・山林・原野・水道用地・水路敷・道路敷・雑種地
遺構		テラス、石垣、石段、道跡、水路跡、炉跡、土坑、ピット、性格不明遺構、窪地、ズリ集積地等、火薬庫跡、神社跡、寺社跡
遺構分布		・江戸時代の町割りの形状を残すテラス状遺構や石垣等の遺構、石磨や扣石等の遺物といった鉱山集落関連遺物と遺構が指定地全体に分布する。
施設分布	史跡整備関連施設	案内板、解説板、史跡名称柱
	その他	道路、水道管（地下）、浄水場関連施設、河川施設
維持管理状況		・旧道は保存団体等への委託による定期的な樹木の刈り払いや倒木の除去が行われている。
公開活用状況		・現状はほとんど公開活用されていない。 ・地元保存団体等による現地見学会や旧町名を示す標柱の設置等が行われている。
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業登録区域） 都市計画法[都市計画区域（非線引き都市計画区域）] 森林法（保安林） 公有林野等官行造林法（公社造林） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域 白紙地域）
調査等の履歴		平成 13・16 年度　石造物分布調査（平成 16 年　報告書刊行） 平成 15～16 年度　分布調査 平成 17 年度　確認調査・分布調査 平成 17 年度　旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群（上相川火薬庫）調査（平成 20 年報告書刊行） 平成 18 年度　分布調査・工事立会（平成 18 年　概報刊行） 平成 27 年度　分布調査（平成 20 年　報告書刊行）

自然条件	地形・水系	・指定地は、現在の相川市街地から東方に入った標高150～250mの高位段丘及びその斜面に位置し、北側に右沢、東側に丹波沢、南側に桐の木沢が流れる。
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると落葉広葉樹二次林のコナラが優占するイヌザクラ－コナラ群集が大部分を占め、谷部等がスギ・ヒノキ・サワラ植林となっているほか、一部が竹林となっている。 ・指定地の樹林は暖地系の樹木が卓越しており、全体的に幹が大きく、根を広く張る木が多いことが特徴となっている。海岸部に多いタブや、照葉樹のシロダモの他、ミズナラなどが混交し、良好な里山が形成されている。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-175：テラス（本町跡）

写真 2-176：テラス（九郎左衛門町跡）

写真 2-177：テラス（九郎左衛門町跡）

写真 2-178：道跡（茶屋町跡）

写真 2-179：石垣（弥左衛門町跡）

写真 2-180：石磨及び扣石（小右衛門町跡）

写真 2-181：間歩跡（六十枚間歩跡）

写真 2-182：石垣と五輪塔（専念寺跡）

写真 2-183：石塔と石段（法花寺跡）

写真 2-184：大山祇神社跡

写真 2-185：大山祇神社跡石段

写真 2-186：上相川火薬庫跡（5 号棟）

写真 2-187：史跡名称柱・案内板

写真 2-188：案内板（佐渡地域振興局が設置）

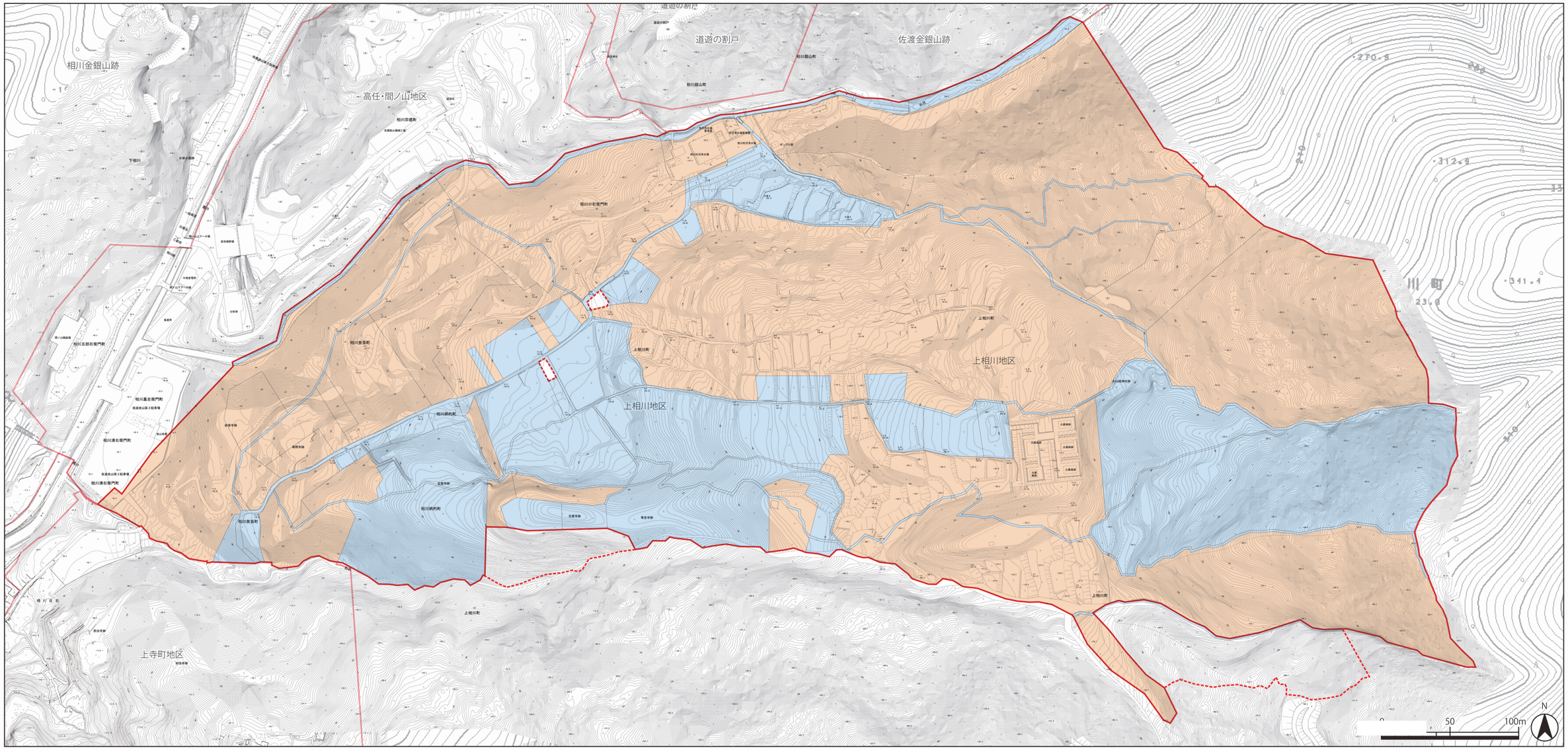

凡例

- 公有地
- 民有地
- 史跡指定地(上相川地区)
- 史跡指定地(上相川地区以外)
- 追加指定予定地(上相川地区)

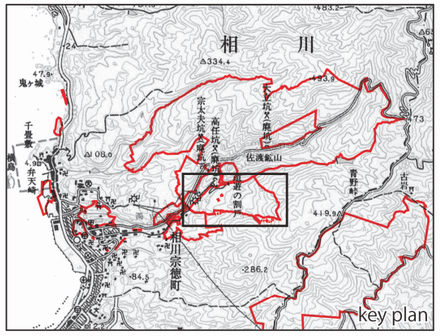

図 2-66：上相川地区土地所有図

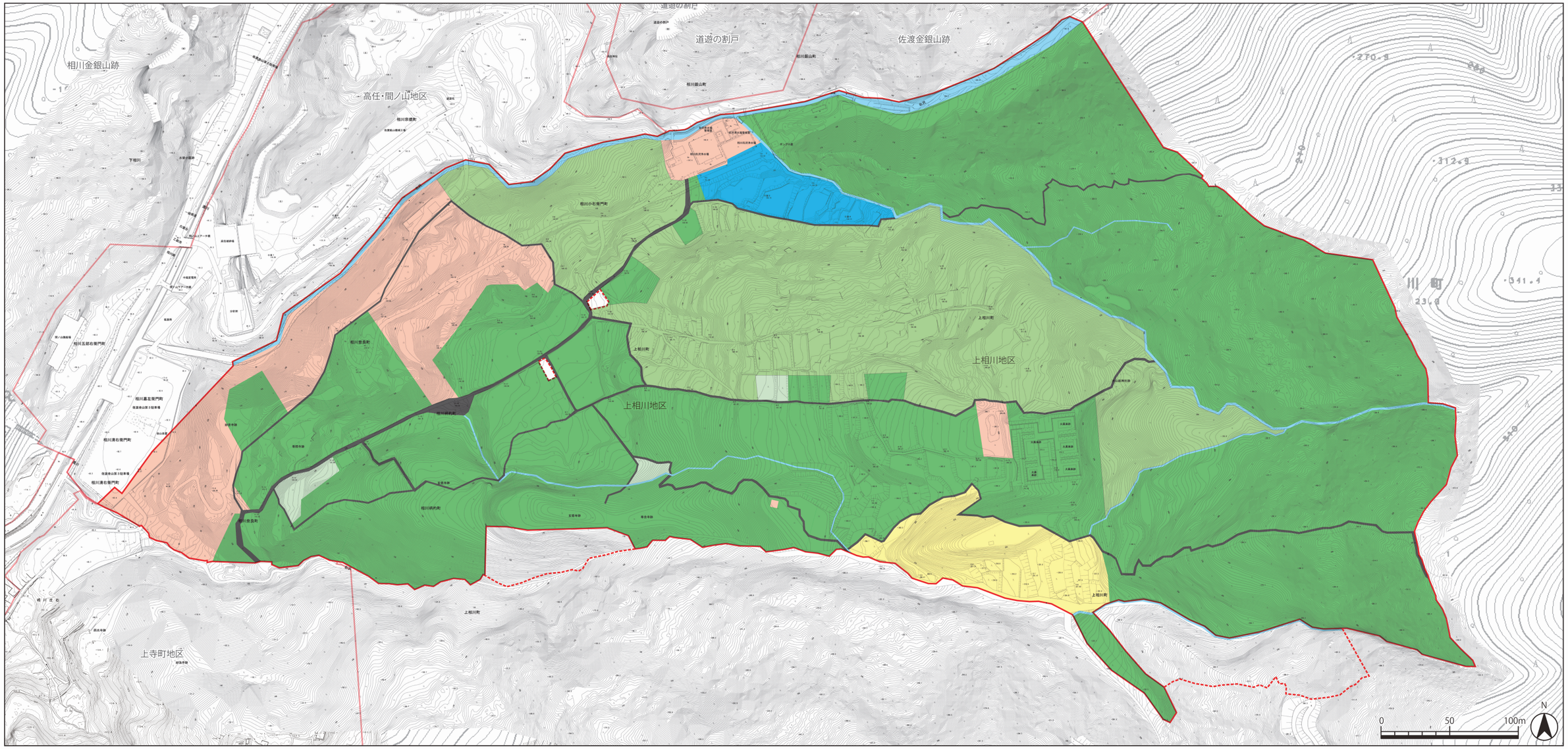

凡例

- 田
- 畑
- 山林
- 原野
- 山林・原野
  (筆界未定のため境界不明)
- 水道用地
- 水路敷
- 道路敷
- 雑種地
- 史跡指定地(上相川地区)
- 史跡指定地(上相川地区以外)
- 追加指定予定地(上相川地区)

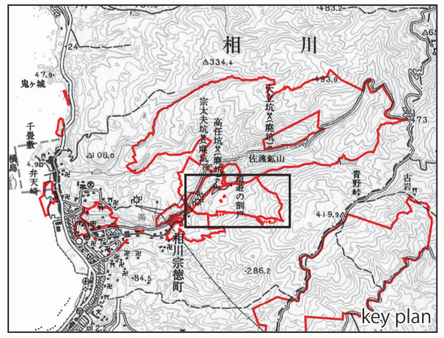

図 2-67：上相川地区土地利用図